〇香南香美老人ホーム組合個人情報保護審査会規則

平成２９年３月３１日

規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、香南香美老人ホーム組合個人情報保護条例（平成２９年条例第７号）第３０条第８項の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　審査会の庶務は、庶務課において処理する。

（その他）

第５条　この規則で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。